

# 千葉基礎セミナー講義ノート

2003年7月1日：カフェ丸玉ホステス事件第1回

問題	<p>なじみのホステスXに、Yは「Xが独立して店をだすときには、1000万円を援助するよ」と約束をした。Yの申し出に、Xはそれまで勤めていた店をやめて開業の準備をすすめた。ところが、開店資金に不足が生じたXがYに対して1000万円を請求したところ、Yは「あれは君のハートを射止めるための殺し文句だ。」といて、支払いを拒んだ。</p> <p>(1) Xの請求は認められるか。Yが口頭で約束していた場合と1000万円を10回に分割して支払うという書面をXに渡していた場合とで違いはあるか。</p> <p>(2) Yが500万円をXに支払った場合に、Xは残り500万円を請求できるか。Yが、X Y間にはそのような支払いをする契約はなかったと主張して、支払った500万円の返還を求めることができるか。</p>	
	原告	被告
主張内容	口約束とはいえ、約束をしたのであるから、約束は守るべきである。	Yは確かに1000万円援助すると約束したが、これは口から出任せを言ったのであり、これを信用したXがいけない。
司会者からの質問	約束と判断した理由は？	口から出任せとした理由は？
回答	今回の約束がきちんとした約束であると判断した理由は、カフェであるにせよ、XとYの確実の合意に基づいて行われた取引で、恐喝などが行われたわけでないから、きちんと守られるべき約束である。	XがYに1000万円あげるといった場所は、お酒が入って女の人を口説くために、口説き文句を言ったりする場であるから、我々が学校で友達に何かしてあげるといような、正当な約束ではない。口説くためであれば何をやってもいいといような場である。
司会者からの質問	カフェでの約束であるということであるが、場所によって約束が向こうになる理由は？	
回答	お酒を飲んでいたらかもしれないし、酔っていたら正常な判断ができない。口説き文句を言うような場である。	
司会者の質問	1000万円あげるといのは、口説き文句か？	
回答	いいえ。	
司会者の質問	口説き文句だったら、何も守らなくていいのか？	
回答	最初からホステスもお客も、遊びと割り切っているから、お客の口説き文句自体が正しくはない。口説き文句を守らなくていいのではなく、カフェの場での口説き文句は守らなくてよい。	
千葉先生の話	<p>権利を主張する人（原告）が、権利を立証しなければならない。</p> <p>裁判官は、両者の主張を聞いて、判断しなければならない。判断ができない場合は、原告が敗訴する。</p>	
回答	<p>被告側への反論</p> <p>(1) 口約束がカフェで行われたということは確実ではない。カフェで行われたら約束を守る必要がない、という理由はない。</p> <p>(2) カフェという場所でお酒が入っていて判断ができなかったということについては、何も書いていない。お酒が入っていた場合にしろ、泥酔状態で何をしたか覚えていないのであれば、約束自体が有効性を失う場合もあるが、本人が自分の言ったことについて十分認識している。決して自分が言っていないとも、酔っているとも言っていない。</p> <p>(3) 客とホステスの関係であるが、客はなじみの客であり、顔見知りであるからある程度関係にあったと言えるから、その二者の間で行わ</p>	

	れた約束というのは、必ずしも出任せといえない。信用してもやむを得ない状況にある。	
司会者の質問		カフェであるという場所が約束についてどのような影響を及ぼすのか？
回答		課題文を勝手に解釈したので、場所についての主張は取り消す。 ホステスと客という関係が問題であり、ホステスは客を喜ばせるのが仕事であり、そのためには多少大げさな表現もありうる。 ホステスと客がなじみの関係であるならば、ホステスは客の経済力などを見抜いて、嘘かどうかを判断すべきであった。
千葉先生の話	約束にはさまざまなものがある。 ここで最終的に判断しなければならないのは、1000万円払わなければならないかどうか、である。権利があるか義務があるかは、契約があるかどうかによって決まる。契約があるというためにはどのような事情がある必要があるか、ということ判断する必要がある。 約束と契約の違いは何か。原告側は、約束は契約と同じであると主張する。被告側は、約束があるが、契約はないと主張する。 約束と契約は同じか、を判断するためには、約束がなされた状況・約束の内容・約束の方法などを検討する必要がある。 今までに出てきたファクターとしては、場所・仕方（お酒を飲んでいたのか否か）・内容（開業資金のためと述べていることが重要か否か）など。 この契約の内容は「贈与」である。贈与は契約であるといいやすいのか、いいにくいのか。 <u>どういう場合に契約となり、どういう場合には契約とは言えず単なる約束にとどまるのか、ということを検討してほしい。</u>	
質問に対して	デートの約束をすっぽかされても訴えようとはしないのは、個人の間の問題であり、国家権力が介入することではないと、一般に国民が考えているから。この場合、1000万円というお金が絡んでいて、お金が絡む場合の国民の認識は、ただのデートの約束のようなものではなく、国家権力の介入を認めるものである。 お金が絡むものは契約である。	約束は、デートや遊びに行くことなど。例：「明日、デートに行こう」「うん」 契約とは、お金が絡むことが多いが、書面などの形を残した場合である。
千葉先生の話	契約書について：契約書がなくても契約であるということはいえる。契約書を取り交わすのは、契約をしたかどうか、という契約内容であることを明らかにするため、証拠を残すためである。 約束と契約の区別：法的に保護に値する約束が契約である。国家権力を使って履行を強制する（契約内容を実現させる）ことができるのが契約。契約かどうかは、国家権力を使って履行を強制するのに値するかどうか、という観点から判断しなければならない。 この事件の場合難しいのは、なじみの客であるYが、1000万円をただであげることが問題である。重要なのは無償で（ただで）1000万円を上げるという約束を国家権力によって強制させるべきかどうか、ということである。どういう事情だったらよくて、どういう事情だったら悪いのか。 ・口説き文句（ホステスの関心を買うために言った）であれば、約束となる。 ・ホステスが事業をやるために、出資をするということであれば、契約となる可能性がある。 ・ホステスに同情して、Yがお金をあげるということであれば、契約となる可能性がある。  この種の一方向的な約束（贈与）の場合、契約となる要素が小さい。売買の場合は、契約となりやすい。 このような違いが生じるのはなぜか？	
結論	一方が他方にただであげるという約束は、あげる方が損をすることになるから、軽率な約束をしてしまったときに、あげる方が損をしないようにするため、契約となる要素が小さくなる。 売買が行われる場合には、売主は物を引き渡す義務・買主はお金を払う義務があり、相手の行為を見返りに自分の行為を行う。相互の関係がある。売買において、国家権力が介入し、強制を加えても、一方だけが損をして一方だけが得をするということにはならない。当事者の公平が損なわれない。	